

第 1 3 号議案

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の退職手当に関する条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 8 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第 1 2 項中「あつた」を「あった」に、「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第 2 2 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 2 3 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 2 4 条第 1 項第 1 号並びに第 2 6 条第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付則第 1 8 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 2 2 条から第 2 4 条まで及び第 2 6 条の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の足立区職員の退職手当に関する条例第 1 6 条第 8 項第 4 号（同条第 9 項において準用する場合を含む。）及び同

条第 1 2 項の規定は、退職職員（退職した足立区職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に規定する職員をいう。以下同じ。）であって施行日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

3 付則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この条例による改正後の足立区職員の退職手当に関する条例第 2 2 条第 1 項及び第 5 項、第 2 3 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）並びに第 2 6 条第 3 項及び第 4 項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

4 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

（提案理由）

雇用保険法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴うもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。